

議案第五号

港区を清潔できれいにする条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区を清潔できれいにする条例の一部を改正する条例

港区を清潔できれいにする条例（平成九年港区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）内における環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関し、区、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、快適な生活環境を確保することを目的とする。

る。

第二条中「意義は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第二号中「瓶」の下に「、ペットボトル」を加え、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号中「居住し」の下に「、勤務し、在学し」を加え、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこ（喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。）をいう。

四 喫煙 火のついたたばこを所持し、又は吸うことをいう。

五 喫煙による迷惑 他人のたばこの煙を吸わされることによる迷惑又は他人のたばこの火が接触したことによる迷惑をいう。

第二条第七号の次に次の四号を加える。

八 地域活動団体 町会、自治会その他の地域で活動する団体をいう。

九 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署及び消防署、区内の国道又は都道を管理する事務所その他の行政機関をいう。

十 公共の場所 区内の道路、公園、児童遊園、公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。

十一 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、又はたばこの吸い殻を捨てる場所として区長が設置

し、又は指定する場所をいう。

第三条の見出し中「区長」を「区」に改め、同条第一項中「区長」を「区」に、「の防止等」のための施策の推進に努めなければ」を「並びに喫煙による迷惑の防止に必要な施策を推進しなければ」に改め、同条第二項中「区長」を「区」に、「及び事業者」を「、事業者及び地域活動団体」に、「の防止等」を「並びに喫煙による迷惑の防止」に、「への支援に努めなければ」を「の支援を行わなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 区は、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関と協働し、又は連携し、前項に規定する施策を効果的に推進するよう努めなければならない。

3 区は、第九条各項に規定する事項をみなとタバコルールと定め、一体的に施策を推進するものとする。

第四条から第六条までを次のように改める。

(区民等の責務)

第四条 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 区民等は、屋外で自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納するよう努めなければならない。

3 区民等は、居住する住宅、勤務する事業所、通学する学校等の周辺の清潔保持に努めなければならぬ。

4 区民等は、飼い犬を散歩等させるときは、その飼い犬のふんを持ち帰るよう努めなければならぬ。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならぬ。

2 事業者は、区内に有する事業所の周辺その他事業活動を行う地域の清潔保持に努めなければならぬ。

3 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料、たばこその他の物の製造、加工、販売等を行う事業者は、吸い殻等及び空き缶等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発に努めなければならない。

4 たばこの製造を行う事業者は、区の求めに応じ、喫煙による迷惑の防止に関する取組を進めるとともに、喫煙による迷惑の防止に関する他の事業者の取組の支援に努めなければならない。

（地域活動団体の責務）

第六条 地域活動団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう

努めなければならない。

第十二条を第十七条とする。

第十一条中「清潔できれいなまちづくりの推進」を「環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止」に、「及び事業者」を「、事業者及び地域活動団体」に改め、同条を第十六条とする。

第十条中「者」を「もの」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十四条とする。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けたものにその理由を通知し、そのものが意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、次条の港区環境美化審査会の意見を聴かなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

(港区環境美化審査会)

第十五条 環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関して必要な事項を適正に実施するため、区長の付属機関として、港区環境美化審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、区長に意見を述べるものとする。

一 第十三条第三項及び前条第二項の規定により定められた事項

二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審査会は、区長が委嘱する委員十人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

第九条第一項中「第七条」を「第八条から第十条まで」に、「者」を「もの」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 区長は、第九条第四項又は第十条の規定に違反したもので前項の指導を受けてこれに従わないものに対しては、改めて必要な改善を行うよう期間を定めて勧告することができる。

第九条に次の一項を加え、同条を第十三条とする。

3 区長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第十五条の港区環境美化審査会の意見を聴かなければならない。

第八条第一項中「散乱」の下に「並びに喫煙による迷惑」を加え、「及び事業者」を「、事業者及び地域活動団体」に改め、同条第二項中「及び事業者と共同して」を「、事業者、地域活動団体及び関係行政機関と協働し、又は連携し」に改め、「散乱」の下に「並びに喫煙による迷惑」を加え、同条を第十二条とする。

第七条中「道路、公園、広場その他の」を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

(みなどタバコルール)

第九条 区民等は、公共の場所において、たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。

2 区民等は、公共の場所（指定喫煙場所を除く。以下同じ。）において、喫煙をしてはなら

ない。

3 区民等は、公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる区民等にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない。

4 事業者等（区、事業者及び関係行政機関をいう。以下同じ。）は、公共の場所にいる区民等が事業者等の有する敷地（指定喫煙場所を除く。以下同じ。）内で喫煙する者のたばこの煙を吸わされることがないようにするため、事業者等の有する敷地内において、灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他の環境の整備を行わなければならない。

5 事業者等は、従業員その他事業活動に関わる者に、第一項から第三項までの規定を遵守させるよう努めなければならない。

（自動販売機の管理に係る措置）

第十条 飲料、食料等の自動販売機を管理し、又は自動販売機により飲料、食料等を販売する事業者等は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（指定喫煙場所の設置等）

第十一条 区長は、この条例の目的を達成するため、指定喫煙場所を設置するものとする。

2 区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所にいる区民等が指定喫煙場所で喫煙する者のたばこの煙を吸わされることがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、区長以外のものが設置する喫煙場所が、前項の措置と同様の措置を講じられていないと認める場合に、当該喫煙場所を、指定喫煙場所として指定することができる。

4 区長は、指定喫煙場所の設置、移設若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しをする場合は、地域住民等の意見を聴くものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

（関係行政機関の責務）

第七条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

付 則

1 この条例は、平成二十六年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の港区を清潔できれいにする条例第八条第一項の規定により指定されている環境美化推進重点地区は、この条例による改正後の港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例第十二条第一項の規定により指定された環境美化推進重点地区とみなす。

（説明）

区内におけるより一層快適な生活環境を確保することを目的として、みなとタバコルールについて定めるとともに、その他喫煙による迷惑の防止に係る事項を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。